

R2年度鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金のご案内



テレワーク、オンライン会議等（テレワーク等）のオンラインの手法の業務への活用に関心を持つ県内中小企業者の方が、専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組を支援します！

募集事業の概要

※事業の詳細は、ホームページに掲載している補助金交付要綱・募集要領で御確認ください。

項目	説明
募集受付期間	令和2年6月30日（火）～令和2年12月28日（月） ※ 随時募集 しますが、予算の状況により、 年度途中で募集受付を終了する場合があります。
対象者	・県内に事務所を有する中小企業者 ※中小企業者とは、個人事業者、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合等をいいます（中小企業等経営強化法第2条第1項）。
対象事業	テレワーク等のオンライン手法の業務への活用に関心を持つ県内中小企業者が、テレワーク等の導入に向けて専門家の支援を受けながら実施する次の事業 ・テレワーク等の導入目的の明確化（社内実態把握、推進体制の構築含む） ・テレワーク等のオンライン手法が導入可能な範囲（対象者、対象業務、実施頻度）の決定 ・テレワーク等のオンライン手法を開発・実施するための業務の洗い出し・業務工程の見直し ・開発・導入するテレワーク等のシステムの決定及び開発委託（システム開発・改良） ・テレワーク等の運用に必要な規程類やルール（情報セキュリティポリシー、就業規則、在宅勤務規程等）の整備 ・システムの利用支援（試行的導入、管理者等への研修）
対象経費	謝金、旅費（専門家旅費、役職員旅費）、委託料（調査、開発、評価等について他社へ委託して行う事業）、消耗品費（資料購入費含む）、印刷製本費（研修資料、マニュアル）、役務費（研修受講料、通信運搬費、保険料）、使用料賃借料（リース料含む）
補助金額	上限額 100万円（補助率：補助対象経費の10分の10）
事業実施期間	交付決定を受けた日から、令和3年2月28日（日）まで

事業の流れ



- ① 交付申請書・事業実施計画書・収支予算書（指定様式）を県へ提出してください。
- ② 提出された書類を県で審査し、交付決定（又は不決定）を通知します。
- ③ 交付決定を受けた日以降に事業を実施してください。交付決定日までに事業を実施した場合、補助対象外となります。事業は、遅くとも**令和3年2月28日（日）までに完了**してください。
- ④ **事業完了後15日以内**に、事業実施報告書（指定様式）を県へ提出してください。
- ⑤ 実績報告書の内容を確認し、補助金額の確定及び支払を行います。



【本補助事業に関する問合せ先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター

住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 本庁舎7階

フリーダイヤル：0120-833-877

電話：0857-26-7229 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

センターURL：https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm



<令和2年6月>